

8 川 監 公 第 2 号

令和8年2月13日

令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、川崎市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員 川 鍋 雅 裕

同 川 上 善 行

同 雨 笠 裕 治

同 浜 田 昌 利

7 川総コ第 1 4 5 号

令和 8 年 1 月 2 8 日

川崎市監査委員 川鍋 雅裕 様

同 川上 善行 様

同 雨笠 裕治 様

同 浜田 昌利 様

川崎市長 福田 紀彦

令和 6 年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項の規定により、令和 7 年 2 月 3 日付けで包括外部監査人 小俣 雅弘氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

令和 6 年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ】

基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について

【指摘 1】 募金の回収手続について

〔基金名〕

等々力陸上競技場整備基金

〔指摘の要旨〕

募金箱の寄附金については、定期的に市職員によって回収されているが、現状、回収作業は職員 1 人で行っているため、盗難・紛失のリスクは回収を複数人で行った場合に比べて高いと言える。また、川崎市募金箱の方法による寄附金の収納に関する要綱では、「募金箱内の収納額を確認する場合は、複数の金銭取扱員等の立ち合いのもと行う」ことが定められているため、当該要綱に従った回収作業となっていない。

募金箱の寄附金自体は少額であるが、盗難・紛失といった事故が起こった場合、その影響は大きいことから、募金箱の寄附金の回収は寄附金の収納に関する要綱に従い複数人で行う必要があると考える。

〔措置の内容〕

川崎市募金箱の方法による寄附金の収納に関する要綱に基づき、回収作業は複数人の職員で行うこととしました。

なお、当該募金箱における寄附金が少額であること、また、回収や収納に関する職員の負担が収納金額に比べて大きく、費用対効果が低いことから、令和 7 年 3 月 26 日をもって、市内 4 箇所を設置していた募金箱を全て廃止しました。

（建設緑政局緑政部みどりの管理課）

【意見 1】 減債基金以外の基金の運用手法の検討について

〔基金名〕

—

〔意見の要旨〕

川崎市は基金運用の方法として一括運用を採用している。一括運用のメリットとしては、基金全体で流動性を確保することで、全体の運用効率性を高めることが可能であるという点が挙げられる。過去の取崩の実態から一定の流動性を確保したうえで、減債基金部分以外についても、より期間の長い預金や有価証券による運用を検討することが望まれる。今後、金利が上昇することも予想され、基金を有効活用することで機会損失を回避し、川崎市の健全な財政運営に寄与する改善提案とする。

〔措置の内容〕

減債基金以外の基金について、令和 5 年度までは 1 か月定期預金で運用していたところ、令和 6 年度については、令和 6 年 9 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、半年定期預金での運用を実施しました。同様に、令和 7 年度についても半年以上の定

期預金での運用を実施しています。

(財政局財政部資金課)

【意見 2】 寄附金増額に向けた取組の検討について

〔基金名〕

奨学事業基金

〔意見の要旨〕

同じ市の基金である子ども・若者応援基金においては寄附の募集に関するホームページで「川崎市子ども・若者応援基金のリーフレット」という区分を設け、過年度における基金を活用した事業の取組が詳細に記載されており、当該基金を財源とした事業が分かりやすく紹介されている。

また、他の公的組織の独立行政法人においても厳しい財務状況の中、自己収入の拡大に向けた取組として寄附金収入拡大に向けた取組が行われている。

その中でも特に寄附を行いやすくするための工夫として、いつでもどこでも少額から行える寄附として、コンビニのマルチメディア端末からの寄附、クレジットカードによるオンライン決済、クレジットカードのポイント利用、電子マネーによる寄附が紹介されている。

さらに、寄附ポータルサイトを作成し、法人の基金など寄附に関する情報を集約し、寄附者が寄附を行いやすい仕組みを構築している。

このような好事例を参考に、奨学事業基金においても寄附金増額に向けた取組の検討を行ってもよいと考える。

〔措置の内容〕

奨学事業基金の寄附金増額に向けた取組として、令和 7 年 9 月に奨学事業基金の寄附のお願いに関するホームページを作成・公開し、基金を活用する川崎市高等学校奨学金の事業概要や川崎市ふるさと納税を活用した寄附の手続等を分かりやすく掲載しました。

(教育委員会事務局総務部学事課)

【意見 3】 減債基金からの借入の確実な返済について

〔基金名〕

減債基金

〔意見の要旨〕

減債基金への返済額については、市の「今後の財政運営の基本的な考え方（令和 4 年 3 月改定）」において、「減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っているが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努める」旨が記載されている。そして、収支フレームにおいては、財政状況を踏まえ、令和 10 年度以降に毎年の返済額を 20 億円として仮計上している。

当該借入については減債基金への返済が適切に実施されないと、将来における市債

の償還金不足が生じる可能性があり、計画的かつ確実な返済が望まれる。また、市の収支フレームでは、令和10年度以降、毎年20億円の返済が記載されているが、当該収支フレームを踏まえ確実な返済を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

減債基金の借入については、令和2年度から令和6年度まで新規の借入は行っておらず、既借入分については令和5年度、令和6年度でそれぞれ10億円を返済しています。今後についても、限られた財源・人的資源を最大限活用するとともに、徹底した既存事業の見直しに取り組むことで、減債基金借入金の計画的な返済をしていきます。

＜参考：減債基金借入金残高（既借入部分）＞

- ・令和4年決済時残高：527億円
- ・令和5年決済時残高：517億円
- ・令和6年決済時残高：507億円

（財政局財政部財政課）

【意見4】基金収支状況集計表のシステム化について

〔基金名〕

—

〔意見の要旨〕

基金の増減高、現在高に誤りが生じるリスクの回避、業務効率性の観点から、可能な限り計数の手入力が生じないように、将来的には、例えば財務会計システムから出力したデータを取り込むことにより、基金の増減額が手入力ではなく作成されるなど、基金収支状況集計表のシステム化を検討してもよいと考える。

〔措置の内容〕

現在、全庁で検討を進めている、財務会計システムを含めたシステムの再構築において、各基金の所管課が直接入力したものをシステムで集計し、様式として出力できるようにすることにより業務の適正化及び事務負担の軽減につながる機能を付加することについて検討してまいりましたが、費用対効果の面等から、導入は難しいと判断したところです。御意見は今後システム改修を行う際の参考とさせていただきます。

（財政局財政部資金課）

【意見5】基金の活用方針について

〔基金名〕

文化振興基金

〔意見の要旨〕

当該基金の内訳として小黒恵子氏からの寄附の積立金は、童謡記念館の管理運営に活用されている。小黒恵子氏の遺贈部分の基金残高は207,127千円（令和6年5月31日時点）であるが、当該遺贈部分の基金は童謡記念館の収支補填のために取り崩されており、令和5年度の取崩額は10,952千円である。

このままの取崩では遺贈部分の基金残高は20年程度で枯渇することになるため、

基金残高が十分にある現時点において、当基金の活用方針を検討することが必要と考える。

〔措置の内容〕

小黑恵子童謡記念館は施設運営の柔軟性等を考慮し、普通財産貸付による運営を行っており、小黑恵子氏の遺贈財産等を運営事業費等の財源として活用しております。

当該基金は遺贈財産の活用等による歳入はございますが、歳出が上回っている状況であることから、活用方針につきましては、現在の貸付期間における運営状況や施設の利用実態、地域コミュニティの場としての効果等も勘案し、建物の状態も踏まえながら今後の運営形態と併せて検討を行う予定です。

（市民文化局市民文化振興室）

【意見 6】 寄附金増額に向けた取組の検討について

〔基金名〕

文化振興基金

〔意見の要旨〕

同じ市の基金である子ども・若者応援基金においては寄附の募集に関するホームページで「川崎市子ども・若者応援基金のリーフレット」という区分を設け、過年度における基金を活用した事業の取組が詳細に記載されており、当該基金を財源とした事業が分かりやすく紹介されている。

また、他の公的機関である独立行政法人においても厳しい財務状況の中、自己収入の拡大に向けた取組として寄附金収入拡大に向けた取組が行われている。

その中でも特に寄附を行いやすくするための工夫として、いつでもどこでも少額から行える寄附として、コンビニのマルチメディア端末からの寄附、クレジットカードによるオンライン決済、クレジットカードのポイント利用、電子マネーによる寄附が紹介されている。

さらに、寄附ポータルサイトを作成し、法人の基金など寄附に関する情報を集約し、寄附者が寄附を行いやすい仕組みを構築している。

このような好事例を参考に、寄附金増額に向けた取組の検討を行ってもよいと考える。

〔措置の内容〕

寄附の募集につきましては、市のふるさと納税ポータルサイトにおいて寄附金の受付を行っており、特定の事業に活用することを寄附者が希望する場合には、当該寄附金を一旦、文化振興基金に積み立てた後に同額を取り崩し、該当する事業の財源として活用しているところです。

使途の指定につきましては、「音楽のまち・かわさき推進事業」や「映像のまち・かわさき推進事業」、「市民による文化活動推進事業」等をはじめとして該当事業の財源として広く活用しておりますが、今後は寄附金増額に向け、使途の明確化など支援者が効率的に寄附を行えるよう、関連部署との連携の中で検討を行う予定です。

（市民文化局市民文化振興室）

【意見 7】基金充当事業の検討について

〔基金名〕

国際交流基金

〔意見の要旨〕

当該基金の仕組みとして、「積み立てた基金から生じる利息を広く国際交流のために役立てるもの」となっており、基金の取崩がない状況であるが、今後5年間の資金計画では外国人住民が増えていく中で、社会的ニーズに合った取組等に充当する予定として年間5百万円の取崩が計画されている。

このように、資金計画では基金の取崩が計画されているものの、取崩による充当事業については「今後、外国人住民が増えていく中で、社会的ニーズに合った取組等に充当する予定」との方針はあるものの具体的に充当が予定される事業が決まっているわけではない。

財政処理上のツールとして基金を有効活用する意味でも、具体的な基金充当事業については引き続き検討が必要と考える。

〔措置の内容〕

基金の仕組みとしては、「積み立てた基金から生じる利息を広く国際交流のために役立てるもの」になっておりますので、引き続き当該基金の利息を国際交流に資する事業の財源に充てるために運用していく予定です。

上記運用をしていく中で、必要に応じて当該基金を充当する事業を検討してまいります。

（市民文化局市民生活部多文化共生推進課）

【意見 8】中長期の積立計画の作成について

〔基金名〕

競輪施設等整備事業基金

〔意見の要旨〕

実際の整備や補修の実施年度において潤沢な事業収益があることは保証されておらず、施設の再整備、老朽化対策に関する支出は多額となることも考慮し、基金財源の確保が必要と考える。

特に当該基金の積立財源は競輪事業特別会計で生じた余剰金であり、寄附金を積立財源としているような基金とは異なり、中長期的な積立計画の作成が可能で、そのような積立計画に従った基金財源の確保を検討することも可能と考える。

基金はあくまでも財政処理上のツールであり、事業実施時における当該年度の事業収益のみでは不足する金額について、基金財源で対応するという考えであるが、当該実施事業は施設整備等により多額の支出が見込まれるもので、基金財源の確保も重要であり、かつ特別会計で生じた余剰金が積立原資であることから、寄附金を積立財源としている基金より積立計画が立てやすいと考える。また、そのような中長期の積立計画があることにより、事業費のうち、どれくらいを基金財源で賄うかの目安となり、財政処理上のツールとしての基金の有効活用にもつながると考える。

以上から、当該基金については基金財源を確保するための中長期的な積立計画の作

成を検討してもよいと考える。

〔措置の内容〕

基金の充当先となる競輪場の整備においては、通常の機能維持に係る費用に加え、老朽化した施設の改善を行う必要もあることから、施設使用の状況及び老朽化の現状・設備の耐用年数、改修・整備費用等を把握するための調査業務を、令和7年度から実施しています。

調査の結果を踏まえ、今後の整備方針やスケジュールについて検討していく中で、中長期的な基金の積立計画の作成に向けた取組を進めることにより、競輪事業の実施に必要な整備基金財源の確保を図ってまいります。

（経済労働局公営事業部総務課）

【意見9】基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について

〔基金名〕

市営住宅等敷金基金

〔意見の要旨〕

仮に市営住宅管理システムの入力処理に誤りがあった場合や、基金の管理上の誤りがあった場合、両者は一致しなくなる可能性がある。そのような誤りを早期に発見するためにも定期的に基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合を行うことは有効と考える。

また、基金の実在性の検証でも記載したとおり、ストック情報としての基金の実在性を確認する意味でも、さらに当該基金は退去時に入居者へ返却が必要な点で債務性を有するものである点からも残高照合は重要と考える。

以上から、定期的に基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合を行うことを検討する必要があると考える。

〔措置の内容〕

市営住宅等敷金基金と市営住宅管理システム内での敷金残高の照合については、市営住宅等敷金基金の年度末残高が確定する出納の閉鎖後に、毎年実施することとしました。令和6年度分につきましては、出納の閉鎖後に残高照合を実施しました。引き続き関係課と協力し、定期的に敷金残高の照合を行ってまいります。

（まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課）

【意見10】募金箱のあり方の検討について

〔業務委託名〕

等々力陸上競技場整備基金

〔意見の要旨〕

同基金における寄附の主な手段は、団体からの寄附やふるさと納税であり、当該募金箱における寄附金が少額であること、また、回収や収納に関する職員の負担が収納金額に比べて大きくなっていることから、費用対効果も踏まえた募金箱のあり方を検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

当該募金箱における寄附金が少額であること、また、回収や収納に関する職員の負担が収納金額に比べて大きく、費用対効果が低いことから、令和7年3月26日をもって、市内4箇所に設置していた募金箱を全て廃止しました。設置していた場所には、撤去に関するお知らせを貼り、周知しました。

（建設緑政局緑政部みどりの管理課）